

浜松市における不登校児童生徒の支援の概要について — 都道府県の取組状況と浜松市の取組からの考察 —

About the Outline of Support for School Refusal Children in Hamamatsu City: Consideration from the Efforts of Prefectures and Hamamatsu City

大森 直也・笹原 康夫・太田 容次

要 約

COVID-19(新型コロナウイルス感染症)が全世界で感染拡大し、国内の学校が相次いで臨時休校措置を進める中、小・中学校における不登校児童生徒は年々増加し、令和2年度には過去最高を記録した。令和元年度の「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」(文部科学省)では、「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、不登校児童生徒の個々の状況の把握を進めるとともに、学校外の関係機関と連携し、不登校児童生徒の社会的自立を目指す支援の在り方を示している。このような中、各都道府県はさまざまな形で不登校の支援に関する情報をHP上で発信しており、これらは、国の方針を反映したいものになっている。小・中学校の不登校を合わせた数は、本学の位置する浜松市においても同様に上昇しており、第3次浜松市総合教育計画において、不登校児童生徒への支援充実についての施策を明示し、校内適応指導教室の設置や支援員の配置に取り組んでいる。なお、各学校でも、不登校や登校渋りの子どもへの対応等、校内システムの明確化による迅速な対応や様々な子どもの実態に合わせた連続性のある学びの場の設定を行っている。

キーワード：不登校，支援，浜松市，校内適応指導教室，連続性のある学びの場

1. 問題と目的(大森)

文部科学省(2021)によると、令和2年度は、小・中学校における長期欠席者数が8年連続で増加し、COVID-19(新型コロナウイルス感染症)の感染回避による20,905人を除いても、年度間に30日以上欠席した者は過去最多となっている。また、90日以上欠席した者は、不登校児童生徒の54.9%を占め、依然として長期に及ぶ不登校児童生徒が多い状況である。なお、浜松学院大学(以下、本学)のある浜松市でも、小学校が前年度より約0.6%減少しているものの、中学校では前年度より1.9%増加しており、小・中学校を合わせると前年度を上回っている。(浜松市,2021)

不登校の定義については、文部科学省の「学校基本調査」及び「児童生徒の問題行動等生

徒指導上の諸問題に関する調査」において「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いた者もの」とされており、本稿においても同様の取り扱いおよび認識として、以下、これを不登校児童生徒と表記する。

不登校の支援について文部科学省(2019)は、不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方の中で、「『学校に登校する』という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つこと

がある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。」と述べ、将来の自立を念頭においた支援の方向性を示したうえで、そのリスクの留意について言及している。そして、学校の意義・役割を「特に義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること」としている。また、学校教育の重要性と一層の充実の必要性を踏まえたうえで、「不登校児童生徒への支援については児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することや、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であること」と続けている。つまり、不登校児童生徒に対して一律に接するのではなく、個々の児童生徒の不登校の要因を的確に把握するよう求めているのである。一方で、既存の学校教育になじめない児童生徒については、「学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること。また、児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重」するよう示し、「場合によっては、教育支援センターや不登校特例校、ICTを活用した学習支援、フリースクール、中学校夜間学級(以下、「夜間中学」という。)での受入れなど、様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援を行うこと」として、「フリースクールなどの民間施設やNPO等と積極的に連携し、相互に協力・補完することの意義は大きい」とし、学校単独ではなく、関係機関の連携による支援の重要性を示唆している。

このような状況の中、国の不登校支援施策と都道府県の不登校支援の取組状況を踏まえた上で、本学のある浜松市の不登校児童生徒の支援について概観し、浜松市の不登校支援について考察したい。

2. 研究の方法(大森)

本稿では、国の不登校支援施策と都道府県の不登校支援の取組状況を概観するために以下のように研究する。

国の不登校支援施策については、文部科学省が発表している不登校関連の報告や通知等を調査するとともに、都道府県教育委員会の取組については、47都道府県のWebサイトに公開されている不登校支援に関するページ内容を調査し、都道府県の不登校支援の状況を不登校児童生徒とその保護者への支援との関連から考察する。また、浜松市の不登校支援については、浜松市から発表されている資料を調査するとともに、浜松市立小学校の校長経験のある執筆者が、学校経営の視点で不登校支援について具体的に示すとともに、学校現場における不登校支援の在り方について考察する。

3. 倫理的配慮(大森)

本研究時間する研究倫理については、浜松学院大学研究倫理規定に定められている個人情報等を取り扱わないことから対象者の人権侵害の危険等は生じない。なお、本稿で取り扱う関係機関とは利益相反は生じない。

4. 国の不登校対応方針について(太田)

文部科学省(2021)によると、不登校児童生徒(小・中学校)は、平成3(1991)年度全児童生徒数14,345,743人中66,817人(0.47%)と報告し、平成13(2001)年度は11,288,831人中138,722人(1.23%)、平成23(2011)年度は10,477,066人中117,458人(1.12%)で、令和2(2020)年度は9,578,674人中196,127人

(2.05%)と増加傾向で推移している。

ここでは文部科学省による不登校児童生徒への支援の通知を基に、施策を概観したい。

(1) 登校拒否児童生徒が学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用について

本通知は平成5年3月19日付5初中第30号で中学校課長より発出されている。

本通知は、平成4年9月24日付文初中第330号で「義務教育諸学校の登校拒否児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けるとき、それが学校復帰を前提とし、本人の自立を助けるうえで有効・適切であると校長が判断する場合には、その努力を学校として評価し、指導要録上出席扱いとすることができること」と通知されたことを受け、長期にわたる相談・指導を想定し、交通費の負担軽減措置を講じたものである。

(2) 高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について

本通知は、平成21年3月12日付20文科初第1346号で初等中等教育局長より発出されている。平成15年5月16日付文科初第255号「不登校への対応の在り方について」を始めとする一連の通知等を踏まえ、高等学校における不登校について、中途退学はいわゆるニートや引きこもりといった社会的問題との関連も指摘されていることなどから、平成4年の通知と同様に高等学校においても出席扱いを可能としたものである。

(3) 不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実について(通知)

本通知は、平成29年3月28日付28文科初第1816号で初等中等教育局長より発

出されている。主な内容は以下の点である。

- 1) 教育委員会・学校と民間の団体等が連携した支援の充実
- 2) 家庭にいる不登校児童生徒への支援の充実
- 3) 支援のための体制整備

この通知に先立ち、文部科学省では平成27年1月に「フリースクール等に関する検討会議」を発足させ、

- 1) フリースクール等での学習に関する制度上の位置付け
- 2) 子どもたちへの学習支援の在り方
- 3) 経済的支援の在り方
- 4) その他フリースクール等に関連する事項

について検討し、「不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実～個々の児童生徒の状況に応じた環境づくり～」(報告)を取りまとめ、「長期に不登校となっている義務教育段階の児童生徒への、学校以外の場、特にフリースクール等の民間の団体等や家庭での学習等に対する支援に焦点を当て、教育委員会・学校と民間の団体等が連携した支援の推進など、不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実について提言」されている。

(4) 不登校児童生徒、障害のある児童生徒及び日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対する支援計画を統合した参考様式の送付について(通知)

平成29年12月22日、中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(中間まとめ)」が取りまとめ

られ、「児童生徒ごとに作成される計画については、学校や児童生徒の状況等に応じて複数の計画を1つにまとめて作成することで、業務の適正化を図るとともに、効果的な指導につなげるべきである。例えば、日本語能力に応じた指導が必要であり、かつ不登校であるなど、児童生徒が複数の課題を抱えており、個々の課題に応じたそれぞれの支援計画の作成が求められている場合は、一つの支援計画でまとめて作成すべきである。そのためにも、文部科学省や教育委員会は必要な支援計画のひな型を示すなど支援を行うべきである。」とされたことなどを受け、不登校児童生徒、障害のある児童生徒及び日本語指導が必要な外国人児童生徒等についての支援計画をまとめて作成する場合の参考様式が示された。

(5) 「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」令和元年10月25日

令和元年10月25日付元文科初第698号で初等中等教育局長より発出され、本通知について「今回の議論のとりまとめの過程等において、過去の不登校施策に関する通知における不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに係る記述について、法や基本指針の趣旨との関係性について誤解を生じるおそれがあるとの指摘があったことから、当該記述を含め、これまでの不登校施策に関する通知について改めて整理し、まとめたものです。」と述べている。また、誤解を生じる恐れのある通知については廃止すると述べている。主なポイントは以下の通りである。

1) 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

- ① 支援の視点
- ② 学校教育の意義・役割
- ③ 不登校の理由に応じた働き掛けや関わりの重要性

④ 家庭への支援

2) 学校等の取組の充実

- ① 「児童生徒理解・支援シート」を活用した組織的・計画的支援
- ② 不登校が生じないような学校づくり
- ③ 不登校児童生徒に対する効果的な支援の充実
 - ア. 不登校に対する学校の基本姿勢
 - イ. 早期支援の重要性
 - ウ. 効果的な支援に不可欠なアセスメント
 - エ. スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携協力
 - オ. 家庭訪問を通じた児童生徒への積極的支援や家庭への適切な働き掛け
 - カ. 不登校児童生徒の学習状況の把握と学習の評価の工夫
 - キ. 不登校児童生徒の登校に当たっての受入体制
 - ク. 児童生徒の立場に立った柔軟な学級替えや転校等の対応
- ④ 不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保
- ⑤ 中学校等卒業後の支援
 - ア. 高等学校入学者選抜等の改善
 - イ. 高等学校等における長期欠席・中途退学への取組の充実
 - ウ. 中学校等卒業後の就学・就労や「ひきこもり」への支援
 - エ. 改めて中学校等で学び直すことを希望する者への支援

3) 教育委員会の取組の充実

- ① 不登校や長期欠席の早期把握と取組
- ② 学校等の取組を支援するための教育条件等の整備等
 - ア. 教員の資質向上
 - イ. きめ細やかな指導のための適切な人的措置
 - ウ. 保健室、相談室や学校図書館等の整備
 - エ. 転校のための柔軟な措置

ホ.義務教育学校設置等による学校段階間の接続の改善

カ.アセスメント実施のための体制づくり

- ③教育支援センターの整備充実及び活用
ア.教育支援センターを中核とした体制
イ.教育支援センターを中核とした支援ネットワークの整備

④訪問型支援など保護者への支援の充実

⑤民間施設との連携協力のための情報収集・提供等

5. 都道府県教育委員会 HP からわかる不登校支援の取組状況(大森)

不登校の児童生徒を持つ保護者や不登校に悩む当事者等がホームページ(以後「HP」)上で情報検索をすることが考えられることから、各都道府県教育委員会が HP 上で発信している不登校に関する情報を調べることにした。今回は、各都道府県教育委員会および各都道府県教育センターHP のトップにあるサイト内検索に「不登校」「不登校 支援」「不登校 方針」「不登校 指針」のキーワードを順に入力し、ヒットしたリンクをチェックした。なお、サイト内検索窓がなかったり、サイト内検索でうまく情報が得られなかったりした場合には、検索サイト「Google」および「Yahoo! Japan」で「site:<都道府県教育委員会 or 教育センターURL><検索キーワード>」にて検索を行った。また、不登校に対する支援に関する情報に着目するため、統計資料については除外した。都道府県によっては、不登校等の相談窓口への案内はあるが、不登校に関する具体的な支援方法等のページやリーフレット等が見当たらないこともあった。また、リーフレット等は保護者向けのもの、教職員向けのもの両方をそろえている都道府県もあったが、どちらか片方のみの場合もあった。また、不登校対応方針(指針)を独立した文書やリーフレット等で示している都道府県もあったが、都道府県の教育指針(指針)

等の不登校に関する項目への記述のみで、独立した不登校対応方針(指針)が見当たらない都道府県もあった。

なお、pdf データでアップロードされているものについては文字認識ソフト等を用いてテキストデータにコンバートして用いた。各都道府県 HP から得た文書は Table1 のとおりである。これらの中から不登校の支援に関する方針や指針に関わると思われる情報を抽出し取りまとめた文書(以後、調査文書)のテキストデータを統計的に処理するための web サービス「User Local テキストマイニングツール」^{*1}により頻出語上位 60 語を抽出したものが Table2 である。また、「不登校」の語とともに使われた単語を調べる「共起回数」を上位 60 語抽出したものが Table3 である。

注

- *1 User Local テキストマイニングツール
株式会社ユーザーローカル社
<https://textmining.userlocal.jp/>(2021年12月確認)

Table1 各都道府県 HP より得た不登校に関する文書

都道府県	文書名
1 北海道	不登校児童生徒への支援の在り方について
2 青森	令和3年度 学校教育指導の方針と重点
3 岩手	学校教育指導方針
4 宮城	不登校児童生徒支援全体像「どこにいても、誰かとつながっている」
5 秋田	PDCA×3回で不登校の未然防止を～点検・見直しの繰り返しによる取組の推進～
6 山形	不登校児童生徒の相談支援ガイド
7 福島	不登校対応資料 Vol.5 「豊かな学校生活のために ～チームで切れ目のない援助を～」
8 茨城	思春期の子どもの心に寄り添うために
9 栃木	学校以外の場で学ぶ子どもたちの社会的自立を目指すための指導資料
10 群馬	「不登校・ひきこもり状態から一步前へ」
11 埼玉	子供たちとその保護者のための不登校支援サイト
12 千葉	千葉県版不登校児童生徒・保護者のためのサポートガイド
13 東京	不登校児童・生徒への支援の在り方について
14 神奈川	自分らしくゆっくり学ぼう
15 新潟	「不登校支援を考える」
16 富山	不登校の問題でお悩みの方へ
17 石川	石川県子ども・若者相談・支援窓口ガイド
18 福井	福井県不登校対策指針
19 山梨	新やまなしの教育振興プラン
20 長野	不登校未然防止および不登校児童生徒への支援のための行動指針
21 岐阜	不登校対策の手引き
22 静岡	教育行政の基本方針と教育予算
23 愛知	あいちの教育ビジョン
24 三重	不登校児童生徒への支援について
25 滋賀	不登校児童生徒への対応について
26 京都	不登校児童生徒支援ハンドブック
27 大阪	子どもたちの社会的な自立のために
28 兵庫	不登校への対応
29 奈良	不登校支援のしるべ
30 和歌山	不登校問題 対応の手引き
31 鳥取	教職員のための不登校支援リーフレット
32 島根	不登校対応の取組について
33 岡山	岡山型 長期欠席・不登校対策スタンダード
34 広島	生徒指導のてびき
35 山口	山口県不登校対策会議報告書
36 徳島	不登校問題解決のために
37 香川	ありのままの自分でいられる学級をどの子にも
38 愛媛	不登校対策啓発資料「こんなことで悩んでいませんか」
39 高知	不登校の予防・対応のために
40 福岡	「不登校の未然防止・早期対応5つの視点」リーフレット
41 佐賀	不登校支援のポイントと有効な手立て
42 長崎	不登校ひきこもり社会資源ガイドブック
43 熊本	今後の不登校対策について
44 大分	不登校児童生徒支援ガイド
45 宮崎	不登校児への支援について
46 鹿児島	不登校対策の視点～未然防止と初期対応を中心に～
47 沖縄	不登校対策リーフレット

Table2 調査文書中で使われている頻出語

単語	出現回数	単語	出現回数	単語	出現回数
支援	1454	家庭	290	中学校	177
学校	1194	教育	287	内容	177
生徒	1049	活用	272	大切	174
児童	1000	電話	271	自立	174
不登校	982	活動	267	いじめ	174
子ども（子供）	757	機関	257	教員	165
相談	659	時間	247	地域	163
対応	538	情報	247	教育委員会	159
状況	524	取組	244	充実	159
連携	494	適応指導教室	226	課題	159
不登校児童生徒	476	平日	220	授業	159
学習	455	本人	210	子供	158
必要	437	理解	199	共有	157
保護者	428	当該	198	体制	155
センター	350	フリースクール	197	計画	152
指導	334	施設	189	受付	151
場合	320	適切	184	対策	150
関係	316	会議	183	民間	148
欠席	305	教職員	179	家庭訪問	146
登校	296	担任	179	重要	144

Table3 「不登校」の語とともに使われた単語を調べる「共起回数」

単語2	共起回数	単語3	共起回数	単語4	共起回数
支援	477	応じる	70	充実	50
学校	292	取組	68	資料	49
生徒	281	確保	67	欠席	49
児童	258	場合	65	保護	49
平日	229	段階	64	調査	48
相談	212	適応指導教室	59	青少年	48
教育	179	窓口	58	推進	47
教育委員会	160	機関	57	要因	47
児童生徒	154	保護者	57	防止	47
対応	140	配慮	56	施設	47
状況	122	平成	56	当該	47
子ども	108	民間	55	中学校	47
子供	100	教育相談	55	未然	46
教室	96	年度	55	家庭	45
指導	95	適切	54	関係	45
学習	87	対策	53	多様	44
必要	77	義務教育	53	小学校	43
連携	76	向ける	52	若者	42
機会	75	教員	52	課題	42
行う	73	生徒指導	51	問題行動	42

これらを見ると頻出語の上位には「支援」「学校」「生徒」「児童」「不登校」「子ども(子供)」「相談」といった、語が多く使われているのは当然として、「対応」「状況」「連携」「学習」といった、学校本来の目的である学習指導や生徒指導に関わる語がみられる。例えば、京都府の「不登校児童生徒支援ハンドブック」中の「不登校という事象に対して学校がまず取り組むべきことは、全ての児童生徒が学校に来ることを楽しいと感じ、学校を休みたくないと思わせるような、日々の学校生活の充実です。(後略)」(波線は筆者による)のように、未然防止について学校の本来の役割である授業改善に加え、学校生活での居場所や人間関係等の絆づくりの大切さについて述べており、これは、「特に義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組が重

要であること。」(文部科学省 2019)にもあるように、まず、学習指導や生徒指導という学校が本来的に担うべき役割の充実について述べている。なお、共起回数で最も「不登校」に関連が深い単語として「支援」がある。これは、平成元年に出された文部科学省の「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」の「(1)支援の視点」中に「不登校児童生徒への支援は、『学校に登校する』という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。」とあるとおり、不登校は必ずしも「再登校」ありきの「指導」ではなく、社会的な自立を目指すことを目標とすべきであり「支援の対象」である。これは、1950年代以降使われていた「登校拒否」とは対照的である。

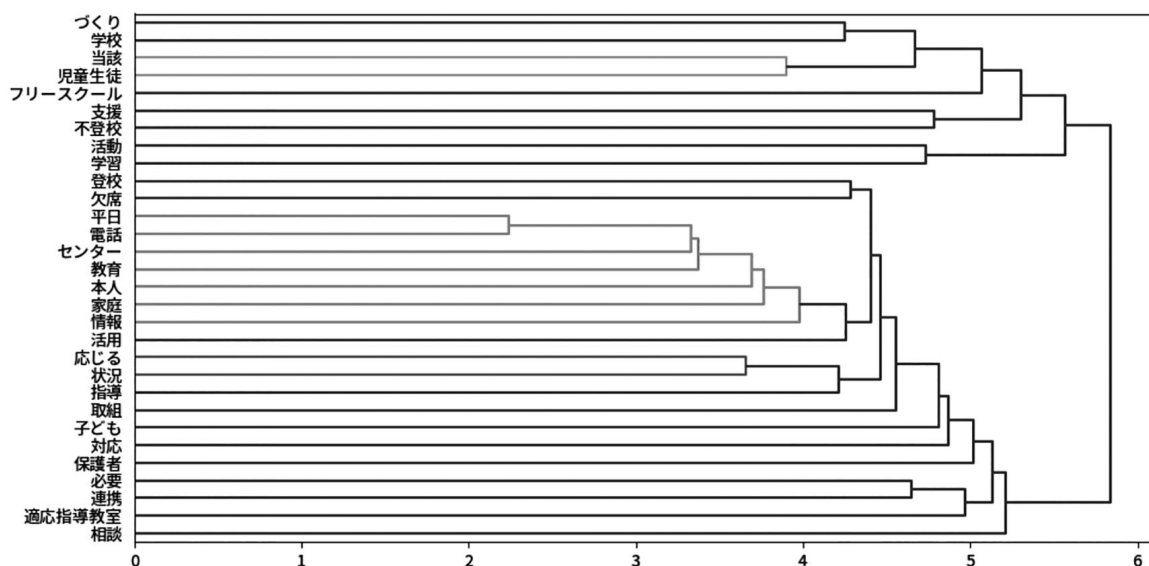


Fig. 1 調査文書に使われている語の階層的クラスタリング

「1990年代はじめまで日本の主な研究者、専門家、マスコミなどでは、この『登校拒否』という言葉、学校に行かない・行けない子を指す言葉として使用」されており、「『登校拒否』は分裂病の初期症状や適応障害の一種である『病理＝病気』であるから、『登校拒否』は医学的治療の対象としてとらえられていました。」(前島,2016)にあるとおり、少なくとも登校拒否の語がつかわれ始めた当初は「登校拒否＝治療の対象」であり、今日の不登校に関する考え方との違いがわかる。

次に、調査文書中の語のつながりを階層的に可視化した「階層的クラスタリング」がFig.1である。これによると、「不登校」の語の近くにあるのは、既出の「学校」「児童生徒」「支援」の他、「フリースクール」の語がみられる。

階層上は離れているが「適応指導教室(教育支援センター)」「連携」「家庭」といった語もみられ、「児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、場合によっては、教育支援センターや不登校特例校、ICTを活用した学習支援、フリースクール、中学校夜間学級

(以下、『夜間中学』という。)での受入れなど、様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援を行うこと。」(文部科学省,2019)にも合致している。

6. 浜松市教育委員会の不登校支援の取組状況(笹原)

(1) 浜松市の不登校の現状と取り組み

浜松市では、『発達支援教育^{※2}を学校経営の根幹に』を合言葉とし、子ども一人一人のニーズに応じたきめ細かな教育の充実に努めてきた。不登校児童生徒に対しても、教育相談体制や支援員の配置による指導体制の充実といった学校復帰や社会自立に向けた取り組みを行ってきたが、不登校児童生徒数は年々増加し、令和2年度には1,432人、不登校児童生徒出現率では小学校1.13%、中学校4.88%と過去最高を記録することとなった。

Fig.2は、全国と浜松市に関して、過去5年の小・中学校の不登校児童生徒数について平成27年度を1として算出したものである。これによると浜松市は全国と同じように毎年不登校児童生徒数が増加している。

こうした状況の中で、令和2年からスター

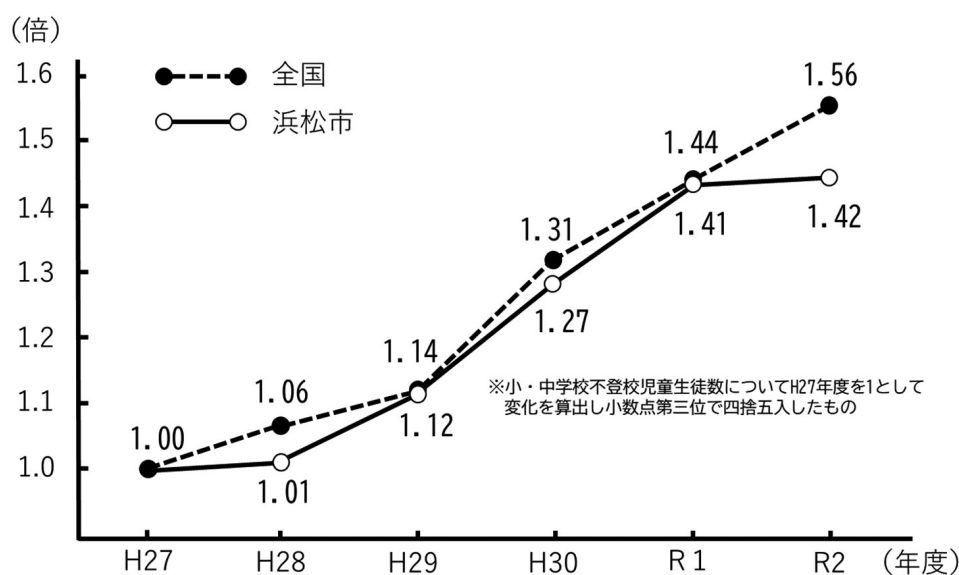


Fig.2 全国と浜松市の小・中学校を合わせた不登校児童生徒数の変化(平成27年度比)

トした第 3 次浜松市教育総合計画(浜松市 2020)では、Table4 のように、不登校対策が重要政策 4「一人一人の可能性を引き出し伸ばします」に位置付けられ、さらなる不登校児童生徒への支援の充実が計画されている。

浜松市の取組の特徴は、不登校児童生徒を「個別の教育的ニーズのある子どもたち」とし、発達支援教育との関連の中で捉えていることにある。例えば、発達支援教室は発達障害児の取り出し指導の場として設けられたものであるが、不登校児童生徒の中には認知面での偏りやこだわり等のために円滑な対人関係を築けないような児童生徒も多く、そういった児童生徒の貴重な学びの場となっている。

2 点目は、多様な学びの場の確保に努めている点である。多様な学びの場の確保のための校内適応指導教室の設置、また、この教室で指導にあたる支援員の配置を進め、児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応できるような体制づくりを進めている。

(2) 浜松市の不登校支援モデル

1) 気付きから支援方針決定まで

不登校に限らず児童生徒の気になる行動は、担任等が把握した児童生徒のサインや保護者

からの相談等を、迅速に関係する職員と情報共有し、学校全体として支援方針を明確にしていくことが求められる。Table5 は、浜松市立 A 小学校の、問題発見から支援方針決定までを図示したものである。

担任の気付きは学年の教員に共有され、その後生徒指導主任に伝達されるが、不登校等といった生徒指導上の問題では、背景に当該児童生徒が認知面の偏りといった発達上の問題を抱えている場合が多いために、発達支援教育^{*2}コーディネーターも必ず情報を共有することになる。

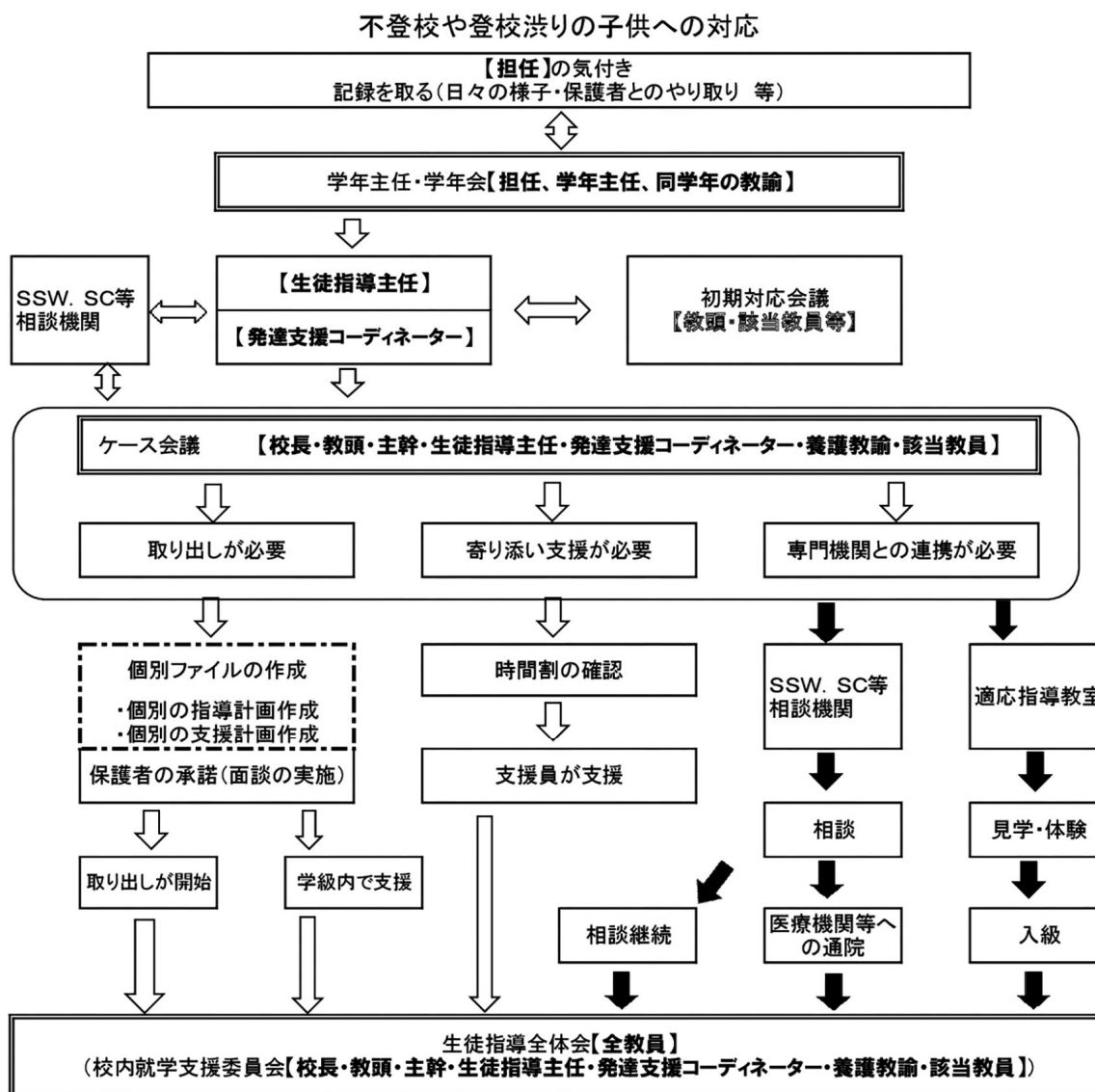
不登校等の原因でいじめによる被害が疑われるといった緊急を要する場合は、すぐに管理職を含めた関係職員による初期対応会議が開かれ、いじめ被害と疑われる児童の安全確保等を協議する。

これ以外の場合は、ケース会議が開催され、関係する職員により当該児童生徒の支援策が協議される。支援策は、校内の教育資源を活用し支援をしていく場合(図中白矢印)と、外部の専門機関と連携し支援をしていく場合(図中黒矢印)の二通りがある。

Table4 第 3 次浜松市総合教育計画に見る不登校児童生徒への支援

政策 4 一人一人の可能性を引き出し伸ばします	
施策 4-3 不登校児童生徒への支援充実 学校内外における多様な学びの場を確保し、一人一人に応じた支援充実を図ります。	
取り組み内容	
校内適応指導教室 ^{*3} の設置及び支援員の配置	令和 6 年度までに 30 校に設置 (現状値 15 校)
校外適応指導教室 ^{*4} の設置	令和 6 年度までに 10 教室に増設 (現状値 9 教室)
施策 4-4-1 教育的ニーズに応じた多様な柔軟な教育の充実 障がいのある子供が合理的配慮のもと、適切な指導や必要な支援を受けられる体制を整えます。	
発達支援教室 ^{*5} の設置及び支援員の配置	令和 6 年度までに 117 教室に増設 (現状値 92 教室)
スクールヘルパー ^{*6} の配置	令和 6 年度までに 151 人に増員 (現状値 126 人)

Table5 B 小学校が校内資源を活用した学びの場



2) 不登校支援モデル

①校内教育資源の有効活用

ア.個別最適な学びを目指した授業改善

中央教育審議会答申(2021)では、令和の日本型教育として指導の個別化と学習の個性化による「個別最適な学び」について述べている。不登校傾向を示す児童生徒の中には、この個別最適化された授業で活躍の場が与えられ、課題解決の達成感や成就感といった、いわゆる「学ぶ喜び」を味わうことによって学校適応していく子も多い。児童生徒にとって分か

りやすく、興味を持つことができる授業を目指すことはもちろんのこと、学級全体が個の違いを受け入れ、それを価値あるものととらえる学級の受容的雰囲気づくりが大切となる。

また、教室には入りづらいが、別室でオンラインによる授業であれば受けることができるという子もいる。校内のネット環境は、GIGA スクール構想によって飛躍的に向上してきている。各学校は、こうしたICTを活用した授業改善の充実も図っている。

イ.連続性のある多様な学びの場の構築

不登校傾向を示す児童生徒には、教室で担任による個別の言葉かけ等で学習が可能な者、支援員が付く等の支援が必要な者、より小さな集団での学習が必要な者、別室で一人での学習が必要な者、と様々なタイプがある。学習指導要領(2017)解説総則編 3には、不登校児童生徒への配慮として「不登校児童の状況に配慮し、例えば、不登校児童の学習状況に合わせた個別学習、グループ別学習」といった個々の児童の実態に即した支援が必要であるとしている。各学校は、児童一人一人の支援や配慮の程度に配慮した連続性のある多様な学びの場を用意することに努め、可能な限り児童生徒の教育的ニーズに対応しようとしている。Table6は、B小学校が校内資源を活用した学びの場である。

Table6 浜松市立 B 小学校 連続性のある学びの場

<p>通常の授業(担任が一人で授業を行う)</p> <p>↓</p> <p>T.T.(学級数より多い数の教員が授業を担当し、平常よりも少人数で授業を行う)※T.T.=Team Teaching</p> <p>↓</p> <p>入り込み指導(教室内に担任と支援員がいて、支援員は不登校気味の子について支援する)</p> <p>↓</p> <p>取り出し授業(別室で支援員が個別、または2~3名の児童生徒を相手に授業を行う)</p> <p>↓</p> <p>発達支援学級で少人数授業を行う</p>
--

ウ.生活や学習の場を教室以外に設置する支援体制(保健室、校内適応指導教室、発達支援教室等)

不登校傾向を示す児童生徒の中には、教室に入ることが難しく登校から下校まで、所属教室以外の場所で過ごすことが可能な子どもたちがいる。こうした子どもたちのために、校内適応指導教室指導員(不登校傾向がある子の指導にあたる非常勤講師)や発達支援教室指導員(発達障害等により学校不適応を起こしている子の指導にあたる非常勤講師)が配置されている学校では、こうした非常勤講師を主担当とした不登校児用の教室を設置し、彼らの居場所づくりを進めている。

また、学校によっては養護教諭がこうした不登校傾向の子どもたちの対応をしている場合もあり、保健室が居場所になっている子どももいる。

②校外の専門機関との連携

ア.スクールカウンセラー(以下SC)、スクールソーシャルワーカー(以下SSW)との協働体制

不登校傾向を示す児童生徒は、心理、福祉、医療からのアセスメントや支援のアプローチが必要な場合が多い。学校は、最も身近な専門職としてのSCやSSWと情報を共有し、連携して当該児童生徒や保護者の支援にあたっている。浜松市では、SCが中学校区ごとに1人配置され、SSWは市内7中学校に1人配置(それ以外の小・中学校には学校からの要請を受け、市教委に配置されているSSWを派遣)されている。不登校傾向にある児童生徒への支援で、学校として最も手を出しづらいのは、不登校傾向の背景に保護者の精神疾患等や経済的困窮といった家庭の問題がある場合である。こういったケースでは、SCやSSWが保護者との面接を行ったり、必要な関係機関と連携するな

ど家庭環境へ働きかけたりすることで、子どもの行動改善が期待される。

イ.適応指導教室との連携

浜松市には、9箇所校外適応指導教室がある。この教室に通う子どもたちは、比較的自由な日課の中で、自主学習や読書、軽スポーツなどによる他児や指導者との触れ合いの時間を過ごし、自己を見つめ、将来の自立に向けての大切な準備の時間を過ごしている。

不登校の児童の中で、こうした適応指導教室への入級を希望する者は、まずは学校へ相談することとなっている。学校は、当該児童生徒や保護者の意向を確認した後、適応指導教室と連絡をとる。その後、当該児童生徒と保護者が教室を見学し、教室の雰囲気を味わった後入級となる。

入級後は定期的に適応指導教室側から出席状況や当該児童生徒の生活の様子が分かる資料が学校に送付され、学校も当該児童生徒の状況を把握することができるような仕組みとなっている。

ウ.発達相談支援センターとの情報共有

発達障害者支援法第14条に基づく「発達障害者支援センター」として、浜松市には「ルピロ」が設置されている。学校は、保護者等から子どもの不登校の相談があった時、当該児童生徒に発達障害等が疑われるような場合は「ルピロ」を紹介することが多い。「ルピロ」では保護者や当該児童生徒との相談を行い、必要な場合は在籍校へ訪問し、当該児童生徒の学校生活の様子を把握するとともに、学校と情報共有を図る。このような結果から、ルピロから当該児童生徒の支援に適する保健・医療・障害福祉・保育・教育・労働に関する資源が紹介される。

エ.医療機関との連携

不登校の子どもの中には、医療からの支援が場合も少なくない。上述したルピロ等からの紹介として医療につながった子ども学校は医療機関からの求めに応じて、当該児童生徒の学校生活の様子等を個別の教育支援計画等を活用している。また、必要に応じては医師や心理職との面談を行い、学校適応に向けての配慮事項等を聞き取るようにしている。

注

※2 発達支援教育

浜松市では特別支援教育を発達支援教育、特別支援学級を発達支援学級と呼ぶ。これは、全ての子の健やかな成長・発達を支援する教育を目指すという意味が込められている。

※3 校内適応指導教室

学校には登校できるものの、教室に入ることが難しい児童生徒にとっての居場所として校内に設置された教室。この教室には、校内適応指導教室支援員が配置され、児童生徒は、支援員と共に自分のペースにあった学習を進め、教室復帰を目指すこととなる。

※4 校外適応指導教室

学校に通うことができない児童生徒が、学校復帰と社会自立を目指す場として郊外の施設に設置された学びの場

※5 発達支援教室

発達障害等のために学級での集団指導では十分に学習の成果が上がらない児童生徒のために、取り出し指導を行うための教室のこと

※6 スクールヘルパー

障害や発達の偏りにより学校生活の補助が必要な児童生徒の増加に対応するための担当者

7. 考察(大森、太田、笹原)

令和元年 10 月の文部科学省初等中等教育局長の「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」の冒頭にあるように、「関係者において様々な努力」がなされ「児童生徒の社会的自立に向けた支援」が行われているにもかかわらず、「不登校児童生徒数は依然として高水準で推移」しており「生徒指導上の喫緊の課題」であることを指摘し、支援の視点等を示したことと各都道府県の不登校児童生徒支援の方向に関連性があることが、各都道府県が HP 上で公開している不登校児童生徒に対する対応とが関連していることが示唆された。さらに、1990 年代はじめまでの「登校拒否＝治療の対象」すなわち、個人内の問題であるというとらえから、「支援」や「関係機関等との連携」という広い視野で不登校児童生徒をとらえるようになったことが、各都道府県 HP 上の不登校に関するキーワードからうかがえる。

浜松市では、A 小学校の例のように、まず、不登校に限らず児童生徒の気になる行動を担当が把握し、児童生徒のサインや保護者からの相談を迅速に関係する職員と共有するようにしている。これは、学校や教室が児童生徒にとって安心安全の場であり、児童生徒のわずかな変化を見逃さない、不登校の未然防止のための組織的対応であると考えられる。一方で、登校渋りや不登校となった児童生徒に対しては、校内外の連携が必要となるので、第 3 次浜松市教育総合計画後期計画では、「校内外における多様な学びの場」の確保と「一人一人の状況に応じた支援充実」のため、「校内適応指導教室の設置及び支援員の配置」「郊外適応指導教室の設置」「個別対応専任指導員の配置・派遣」の拡充を図る施策を進めるなど、不登校児童生徒の状況に応じた学校体制づくりという方針のもと、各小中学校で学校経営が進められ、学校だけでなく、医療や福祉、行政等との関係機関との連携も重要な

ポイントであることが示唆された。

8. おわりに(大森)

本研究は、浜松市にある本学の特徴を生かし、浜松市における不登校児童生徒の支援を考えることが、地域連携および貢献になるとではないかと考え、その第一歩として、国と各都道府県を取組状況と浜松市の取組から概観したものである。今後、浜松市の不登校児童生徒支援の状況を、さらに深めた研究を進めていきたいと考えている。

引用

- 文部科学省(2021)、児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査、文部科学省初等中等教育局児童生徒課 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302902.htm (2021.11 確認)
- 浜松市(2021)、令和 2 年度問題行動、不登校及びいじめの実態について、浜松市教育委員会指導課 https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/documents/113107/0504shidou_13914_marked.pdf (2021.11 確認)
- 文部科学省(2019)、不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)、文部科学省初等中等局長、令和元年 10 月 25 日
- 文部科学省(2021)、令和 2 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について、文部科学省初等中等教育局児童生徒課、https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302902.htm (2021.11 確認)
- 京都府教育委員会(2020)、不登校児童生徒支援ハンドブック、京都府教育委員会、令和 2 年 3 月
- 前島(2016)、登校拒否・不登校問題の歴史と理論、前島康夫、2016
- 浜松市(2020)、第 3 次浜松市教育総合計画後期計画「はままつ人づくり未来プラン」浜松市教育委員会、2020

中央教育審議会(2021)、「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)、中央教育審議会、2021

学習指導要領(2017)、学習指導要領解説総則編(平成 29 年告示)、文部科学省、p.119